

# 横浜市中部地域療育センター 令和4年度事業計画

## 【施設目標】

### ① 集団療育についての見直し

- ・全市的に検討されている新たな療育センターのあり方を踏まえて、ソーシャルワーカーのインテーク後すぐに通える場として、「広場事業」を実施し、初診や療育前の支援の充実を図る。
- ・センターへの来所が困難な方を対象に「保育所等訪問支援」を継続する。

### ② 人材の育成

施設内外の研修を推進。階層、経験別の専門的な研修の他、多職種連携の効果的な導入に向け、効果を実証された質の高い療育指導・支援方法を学ぶ機会を全体研修として提供する。内部研修体系の構築に向け、職員参画で素案を作成する。

### ③ 事務改善

施設修繕管理体制の強化。中期修繕計画を再構築し管理体制強化と支出の効率化及び平準化を目指す。

### ④ 横浜市地域ニーズ対応事業

「エビデンスに基づくメンタルヘルスサポート事業」を継続的に実施する。「CARE」と「PCIT」を基盤にした保護者と子どもとの関係性の改善支援に取り組むとともに、「超早期療育（JASPERプログラム）」を基盤に児童の対人関係の促進等の支援に取り組む。

### ⑤ 地域における公益的な取組み

幼稚園、保育所や教育機関等を対象とし、ソーシャルワーカーや所長が中心となり、講演会・勉強会などを通じて、地域住民に学びの機会を提供する。

## 【事業計画】

### 1. 診療部門

発達に遅れや偏りがある子どもを対象に、評価・診断、治療、検査、機能訓練等を行い、成長発達に伴う変化に対応した生活を送るための基盤づくりや支援を行う。

#### (1) 診療科目

児童精神科、神経小児科、小児科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、摂食外来、補装具外来  
・初診 550～570人 再診 3,800人

#### (2) 個別評価・指導・訓練・早期療育科

医師による診断、治療、補装具の相談。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による機能訓練。心理士による発達検査、心理療法、評価等及び療育プログラムなどの作成や保護者向けの各種勉強会・ワークショップ等を行う。早期療育科では児童指導員を中心に、その他の専門スタッフと多職種連携にてグループ活動を通じ、子どもの生活面・発達面への支援・親子関係を高めながら、保護者自身への相談等を行う。

### 2. 通園部門

集団療育を基本とし、必要に応じて個別療育を取り入れながら、子どもの発達・生活支援、家族への生活支援、地域での生活支援を行う。

#### (1) R4年度利用児童予定数

施設種別	利用児童数	定員
児童発達支援センター	92	50
医療型児童発達支援センター	13	40
計	105	90

## (2) クラス編成

- ①親子通園（3歳児）、単独通園（4・5歳児）、単独併行通園（4・5歳児）とし、子どもの障害特性や安全に配慮したクラス編成を行う。
- ②親子通園は、週2日クラス18人、週1日クラス9人（併行通園児のみ在籍）で運営する。週2日クラスにも併行通園児が在籍予定。医療型児が10人と増加。単独通園の週5日クラスは、4クラス33人で運営する。
- ③単独併行通園クラスは、4歳児36人、5歳児（継続児）9人の受け入れを行う。

## (3) 年間行事

オリエンテーション、親子レクリエーション、勉強会、懇談会、個別療育面談、家族参観、卒園式、避難訓練、等。

## 3. 地域支援部門

福祉制度、社会資源の情報提供、地域での生活等の個別相談をはじめ、幼稚園・保育所への巡回相談と保育所等訪問支援、小学校への学校支援事業、福祉保健センターでの療育相談等、地域の関係機関との相談・連絡調整を行う。

- (1) 相談：発達の遅れや偏りのある児童の療育等相談を電話、面接により実施。  
(新規申込み 750件 延べ相談件数 7,000件)
- (2) 障害児相談支援事業：当センター児童発達支援及び保育所等訪問支援を利用する児に障害児支援利用計画を作成する。上記支援の利用者約180人を予定。
- (3) 特定相談支援事業：療育センター児童発達支援及び保育所等訪問支援の利用者に対して、障害者総合支援法に掲げるサービスの利用計画を作成する。
- (4) 巡回相談：保育所・幼稚園等からの依頼を受け、発達の遅れや偏りのある児童等の支援、職員への助言及び療育技術の指導を実施。  
(年間延べ 170回 延べ相談件数 1,500件)
- (5) 保育所等訪問支援事業  
高頻度な療育が必要であるが、家庭事情等により来所が困難なケースに個別的な訪問支援と保護者支援を実施する。ソーシャルワーカーだけではなく、心理職や訓練科職員を含めた訪問を行ない、ケースに合わせた内容で支援を行なう。30名に年3回を目途に実施する。
- (6) 学校支援：エリア内の学校（20校 延べ50件）へのコンサルテーション、特別支援教育コーディネーター連絡会や特別支援教育研究会への支援。
- (7) 地域支援：啓発講演会の開催、訓練会の支援。
- (8) 各区療育相談：各区福祉保健センターに出向き、子どもと家族の支援を行う。  
(対応件数 西区30件、中区40件、南区50件)
- (9) 家族支援：療育センター利用者の家族に対して研修、講演会、相談等を行う。
- (10) その他相談事業、他機関との連携：各会議、ケース連絡などを通して、地域活動ホーム、自立支援協議会、社会福祉協議会、児童相談所、教育委員会等との連携を図る。
- (11) 児童発達支援事業（フルール）：知的発達に遅れのない発達障害のある4歳児・5歳児並びに保護者を対象とする。定員は日々2クラスで12人、週48人を、それぞれ週1回のグループ療育を行うとともに、就園先を訪問し情報交換を行う。保護者への支援も重要と考え、1クラスにつき年8回の保護者勉強会・年3回の参観懇談会を実施する。また、新規利用児に対して、入会前に体験保育を実施する。

#### 4. その他の事業

- (1) 保護者支援および児童支援を両面から強化することを目的として以下の事業を行う。地域ニーズ対応事業として、児童と家族（特に保護者を中心に）に対する「エビデンスに基づくメンタルヘルスサポート事業」を継続的に実施する。
  - ① 保護者支援：CARE(Child Adult Relationship Enhancement)講習会の指導資格を有する心理士の体制を整備し、さらに所内にてスタッフに対して CARE ワークショップを行い、センター全体で多様なニーズに対して肯定的介入を実践する。さらに必要な事例に対して、PCIT(Parent-Child Interaction Therapy)を行う。
  - ② 児童支援：超早期療育(JASPERプログラム)に基づく指導を導入する。JASPERの研修中の心理士による外来児への個別指導、早期療育科職員の行動観察検査(SPACE)のスキルアップ、保護者向けの「遊びを通じた親子の関わり」についての勉強会を実施する。
- (2) 療育開始までに期間が空いてしまう方や、様々な事情により既存の枠組につながらない方等、広く多くの方が利用できる、新たな療育の場を試行的に実施する。
  - ① 申し込みからSWのインテーク後に、初診や療育が開始になる前に、待たせることなく、親子で通える場として広場事業を行なう。(新たな横浜市療育センター構想の一次支援を想定)
  - ② 以上の支援を実践し、横浜市の構想を踏まえながら新たな療育のあり方の検討を継続する。

#### 5. 管理部門

- ・センターの事業運営、施設管理、施設利用収入（施設給付費、施設医療費）等の事務
- ・運営協議会の開催（年2回）、苦情受付、市との連絡調整会議の取組み
- ・給食の提供（委託）、通園バスの送迎（委託）等の管理
- ・施設業務効率化

#### 6. 職員体制

所長（医師）、看護師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、ソーシャルワーカー、児童指導員、保育士、管理栄養士、事務等の常勤・非常勤計 83 人 嘱託医師計 15 人。

#### 7. 社会貢献（地域における公益的な取組）

- ・通園、言語聴覚士、作業療法士、臨床心理士、医学部学生、特別支援学校高等部学生等の実習生、ボランティア、見学者を受け入れる。
- ・教育機関、福祉機関、医師会等からの依頼による発達障害支援や医療に関する講演会・研修会を実施し、地域での啓発と協働支援の推進を試みる。